

## 総会開催に関する規程

### [構成]

第 1 条 総会は、アドバイザー会員および技術会員(法人)をもって構成する。ただし、その他の会員の出席は妨げないものとする。

### [開催]

- 第 2 条 1. 総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催とする。  
2. 緊急を要する事項が生じた場合、臨時に総会を招集できる。  
3 総会は電子総会に替えることができる。

### [召集]

- 第 3 条 1. 総会は、会長が招集する。  
2. 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面(電子メール、WEB サイトへの掲示を含む)をもって、少なくとも 14 日前までに、通知しなければならない。

### [司会]

第 4 条 司会者は、運営幹事会が指名し、議長指名までの会議の責任を持つ。

### [議長]

第 5 条 総会の議長は、運営幹事会が推薦し、出席した会員の過半数をもって決した者がこれにあたる。

### [定足数]

第 6 条 総会は議決権を有する会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

### [書面表決等]

第 7 条 1. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面(電子メール、WEB サイトへの登録を含む)をもって表明し、議長に表決を委任することができる。

2. 前項の場合、その会員は出席したものとみなす。

[議 決]

第 8 条 1. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2. 総会を構成する会員は、各 1 個の議決権を有する。

[審議内容]

第 9 条 総会では次の事項を諮る。

- (1) 入会・退会・除名に関する報告
- (2) 会長、副会長および幹事の選出
- (3) 顧問の選任および退任の報告
- (4) 会則および規定の改訂の承認
- (5) 前年度の活動および本年度の活動計画の報告
- (6) 前年度の決算および本年度の予算の承認
- (7) その他、運営幹事会が必要と認めた事項の報告または承認

[議事録]

第 10 条 会議の事項については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の総数
- (4) 審議事項および議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果

平成 19 年 06 月 04 日制定